

東京圏(東京・埼玉・千葉・神奈川)から 平川市への移住(就業・起業)で移住支援金を支給します!



- ◆2人以上の世帯での移住の場合：**100万円** 
- ※子育て世帯なら18歳未満1名につき、令和4年4月1日以降に転入した場合は30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合は100万円を加算します。
- ◆単身での移住の場合：**60万円** 

※以下のフローチャートは対象要件の概要版であり、受給対象となることを保証するものではありません。

1. 移住先に関する要件 

「移住支援金」の申請時点で、平川市へ転入後1年未満であり、かつ、5年以上継続して居住する意思がある。



2. 移住元に関する要件 

平川市に転入する直前の10年間のうち、通算5年以上かつ
平川市に転入する直前に連続して1年以上



東京23区内に在住、または東京圏（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤していた

※東京圏（条件不利地域を除く）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も本事業の移住元の対象期間とすることができます。



3. 就業・起業に関する要件 

次の①～④のいずれかに該当している。

- ①マッチングサイト「あおもりジョブ」に掲載されている対象求人へ新規就業している。
- ②青森県が実施する「あおもり移住起業支援事業補助金」の交付決定を受けて1年以内である。
- ③「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」を利用して就業している。
- ④所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、平川市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うテレワーカーである。



受給対象外 



移住支援金の対象の可能性がります。  ※詳しくはお問い合わせください。

あおもりで、働く。

マッチングサイト「あおもりジョブ」はコチラから




詳しい要件や申請書のダウンロードはコチラから



平川市の移住支援制度やイベント情報はコチラから

